



熊本県公報

第 1 2 5 3 7 号
平成 28 年 7 月 19 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧・・・・・・・・・・・・ (団体支援課) 1
- 本渡都市計画道路の変更(熊本県決定)・・・・・・・・・・・・・・ (都市計画課) 2
- 建築物の中間検査制度の導入の告示の一部改正・・・・・・・・ (建築課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (") 3
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (会計課) 3
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報・・・・・・・・・・・・・・・・ (畜産課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定・・・・ (くらしの安全推進課) 4
- 予算の専決処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (財政課) 4

公 告

- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・ (建築課) 10

告 示

熊本県告示第693号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成28年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字矢英 7051番2地先から 同所 7070番14地先まで	118.2	道路改良

2 供用を開始する期日 平成28年7月19日

熊本県告示第694号
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
川口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市南区川口町1194番地1号 藤森 隆美

- 3 熊本市南区川口町1795番地1号 橋本 徳行
熊本市南区川口町1839番地 藤納 利直
法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
川口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成28年7月19日から平成28年8月2日まで
- 5 縦覧場所
川口漁業協同組合

熊本県告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
天草市港町、東町、瀬戸町並びに志柿町字郷内、字西大迫及び字東大迫の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部土木部技術管理課及び天草市建設部都市計画課

熊本県告示第696号

平成18年6月30日熊本県告示第697号（建築物の中間検査制度の導入）の一部を次のように改正し、平成28年8月1日から施行する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「平成23年8月1日から平成28年7月31日まで」を「平成28年8月1日から平成33年7月31日まで」に改める。

熊本県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社オフィス結実	茜の空 デイサービス	荒尾市川登18 17番地11	平成28年 8月1日	通所介護

熊本県告示第698号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
小児科	福岡 真実	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地	平成28年5月31日
整形外科	木内 正太郎	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成28年5月31日
内科	實吉 拓	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院 八代市通町10番10号	平成28年4月1日

整形外科	瀬形 建喜	社会医療法人社団熊本丸田会熊本 リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760番地	平成28年4月1日
整形外科	富口 若菜	社会医療法人社団熊本丸田会熊本 リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760番地	平成28年4月1日
循環器内科	名幸 久仁	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成28年4月1日

熊本県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
こがなか元気薬局 八代市古閑中町1371番地3	平成28年6月1日
双葉薬局玉名店 玉名市立願寺188番地3	平成28年6月1日
しらす薬局 天草市栖本町馬場2572番地40	平成28年6月1日

熊本県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ふくろ町薬局	医療機関の名称	わかくさ薬局	ふくろ町薬局	平成28年4月 1日
	医療機関の所在地	八代市袋町1 番30号	八代市袋町1番 41号	

熊本県告示第701号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
宇土市浦田町51番地	宇土市 宇土市長 元松 茂樹	平成28年7月11日

熊本県告示第702号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21201090014	種畜の飼養者の住所 及び氏名又は名称の 変更	熊本県熊本市東区小山 2-10-50 本田 土寿	北海道沙流郡日高町富 川東三丁目3番1号 ブリーダーズ・スタリ

オン・ステーション

熊本県告示第 7 0 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 8 年 7 月 1 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	恋するオヤジ ビンビンなお留守番（オーピー） 色情旅行 香港慕情（新日本映像） わるいおんな（新東宝） 女将 3 5 歳 染み出すシーツ（新日本映像） 絶頂家族 愛人だらけ（オーピー） したがり家政婦 尽くします（新日本映像） スケベ研究室 絶倫強化計画（オーピー） 義母・不倫の日々 息子をナマづかみ（新日本映像） 令嬢肉奴隷（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 7 0 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 8 年 7 月 8 日付けで専決した平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号）の要領は、次のとおりである。

平成 2 8 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 1 7 号

平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12, 528, 603 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 028, 808, 712 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 7 月 8 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	地方交付税	228,117,733	72,689	228,190,422
	1 地方交付税	228,117,733	72,689	228,190,422
2	分担金及び 負担金	3,130,968	12,543	3,143,511
	1 負担金	2,663,242	12,543	2,675,785
3	国庫支出金	303,015,461	2,617,257	305,632,718
	1 国庫負担金	126,940,653	1,682,357	128,623,010
	2 国庫補助金	173,545,489	934,900	174,480,389
4	繰入金	53,795,948	13,239	53,809,187
	1 基金繰入金	52,461,243	13,239	52,474,482
5	諸収入	54,028,938	7,596,875	61,625,813
	1 貸付金 元利収入	34,734,507	7,501,250	42,235,757
	2 雑収入	7,734,819	95,625	7,830,444
6	県債	111,907,000	2,216,000	114,123,000
	1 県債	111,907,000	2,216,000	114,123,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳	入	1,016,280,109	12,528,603	1,028,808,712
	合 計			

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		36,820,664	16,718	36,837,382
	1 企 画 費	6,433,300	15,032	6,448,332
	2 防 災 費	7,476,143	1,686	7,477,829
2 民 生 費		141,739,849	13,239	141,753,088
	1 社会福祉費	65,980,523	13,239	65,993,762
3 農 水 産 業 林 費		70,621,404	406,046	71,027,450
	1 農 地 費	17,993,175	361,000	18,354,175
	2 水 産 業 費	5,461,532	45,046	5,506,578
4 商 工 費		46,109,436	7,595,625	53,705,061
	1 商 業 費	35,416,867	7,595,625	43,012,492
5 土 木 費		67,839,045	1,275,640	69,114,685
	1 道 橋 り よ う 路 費	30,105,699	418,840	30,524,539
	2 河 川 海 岸 費	23,587,903	817,950	24,405,853
	3 港 湾 費	3,161,080	38,850	3,199,930

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 災害復旧費		千円 193,414,037	千円 3,221,335	千円 196,635,372
	1 議 会 災 害 復 旧 費	3,832	36,750	40,582
	2 商 工 災 害 復 旧 費	66,594,666	1,407,029	68,001,695
	3 土 木 災 害 復 旧 費	67,886,800	1,694,900	69,581,700
	4 教 育 災 害 復 旧 費	3,760,971	82,656	3,843,627
歳 出 合 計		1,016,280,109	12,528,603	1,028,808,712

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
熊本産業展示場災害復旧事業 益 城 町	平成29年度	千円 921,842

第 3 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 468,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 630,000			
漁港国庫補助事業費	439,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	451,000			
道路維持国庫補助事業費	2,748,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	2,944,000			
河川国庫補助事業費	3,007,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	3,031,000			
砂防国庫補助事業費	4,553,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	4,832,000	(補 正 前 に 同 じ)		
港湾建設国庫補助事業費	654,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	672,000			
議会施設現年発生単県災害復旧事業費	3,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	39,000			
商工施設現年発生単県災害復旧事業費	350,000	(その他) 工事その他	においては、 当該見直	は借換えをす ることができ	1,757,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	1,450,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	1,532,000			
		を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。						
計	13,672,000				15,888,000			

公 告

熊本県公告第472号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
米崎 広明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字南高野1039番ほか11筆
米崎 広明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北井上4240番1

2 認可年月日

平成28年7月12日

熊本県公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字石塚1875番及び同1879番1
1,720.18平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡甲佐町大字糸田84番地早川第1団地8号
山下 波子